

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程	1
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	6

公布された法令のあらまし

- 職員給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
行政組織規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

病院局管理規程

病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。
平成29年3月31日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

兵庫県病院局管理規程第6号

病院局看護師修学資金貸与規程の一部を改正する管理規程

病院局看護師修学資金貸与規程（平成23年兵庫県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第6条第3号を次のように改める。

(3) 正当な理由なく、1年を超えて留年、停学又は休学の事実が発生したとき。

第6条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 貸与の目的が達成できないほど学業成績又は素行が著しく不良であると認められるとき。

第8条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される兵庫県職員〔看護師等〕採用候補者選考試験が全て終了した時点で、同選考試験に合格しなかったとき、その翌年度の3月31日までの期間

(4) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される看護師国家資格試験に合格しなかったとき、その翌年度の3月31日までの期間

附 則

この管理規程は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

兵庫県人事委員会

委員長 太田 和成

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第12中

「

10級	(1) 本庁の部長又は困難な業務を所掌する局長の職務 (2) 県民局長又は県民センター長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職務
特10級	(1) 理事又は会計管理者の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務

」

を

「

10級	(1) 会計管理者、本庁の部長又は困難な業務を所掌する局長の職務 (2) 県民局長又は県民センター長の職務 (3) 職務の複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度と人事委員会が認める職務
特10級	(1) 理事の職務 (2) 職務の複雑、困難及び責任の度が前号と同程度と人事委員会が認める職務

」

に改める。

別表第17の2中

「

加古川土木事務所 明石鉄道高架対策室	明石市中崎1丁目	1級地
-----------------------	----------	-----

」

を

「

加古川土木事務所 明石街づくり対策室	明石市中崎1丁目	1級地
-----------------------	----------	-----

」

に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款を次のように改める。

知事の事務部局	本庁	(1) 理事 (2) 会計管理者 (3) 部長 (4) 政策創生部長 (5) 福祉部長 (6) 環境部長 (7) まちづくり部長 (8) 局長(行政職10級の者に限る。) (9) 参事(行政職特10級及び10級の者に限る。)	1種
		(1) 出納局長 (2) 知事室長 (3) 局長(行政職10級の者を除く。)	2種

	(4) 観光監 (5) 計画参事 (6) 住宅参事 (7) 工事検査室長	
	(1) 計画監 (2) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (3) 課長 (4) 職員相談員	3種
	(1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の者を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 監察医務官 (7) 食品安全官 (8) 家畜安全官 (9) 主任広報専門員 (10) 職員健康相談員 (11) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。）	4種
	(1) 企画官 (2) 副課長 (3) 班長（行政職7級の者に限る。） (4) 研究参事	5種
	水産課はやたか船長	7種
地方 機関	(1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長及び県民センター長 (3) 東京事務所長 (4) 自治研修所長 (5) 県立健康生活科学研究所長 (6) こども家庭センター所長（行政職10級の者に限る。） (7) 県立総合衛生学院長 (8) 県立工業技術センター所長 (9) 県立ものづくり大学校長 (10) 県立農林水産技術総合センター所長 (11) 県立淡路景観園芸学校校長 (12) 森林動物研究センター所長 (13) こども総括監	1種
	(1) 県民局の副局長及び県民センターの副センター長 (2) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者に限る。）及び参事（行政職9級の者に限る。） (3) 但馬長寿の郷長 (4) 県税事務所長（行政職9級の者に限る。） (5) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (6) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者に限る。） (7) 土木事務所長（行政職9級の者に限る。） (8) 県立健康生活科学研究所副研究所長	2種

<p>(9) こども家庭センター所長（行政職9級の者に限る。） (10) 県立工業技術センター次長 (11) 県立農林水産技術総合センター次長</p>	
<p>(1) 県民局及び県民センターの室長（行政職9級の者及び事務所の室長を除く。）、 参事（行政職9級の者及び事務所の参事を除く。）及び次長 (2) 兵庫陶芸美術館副館長 (3) 兵庫県民総合相談センター所長 (4) 県立男女共同参画センター所長 (5) 但馬長寿の郷の管理部長 (6) 県税事務所長（行政職9級の者を除く。） (7) 健康福祉事務所長（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (8) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長（行政職9級の者を除く。） (9) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者に限る。） (10) 但馬水産事務所長 (11) 土地改良事務所長 (12) 土地改良センター所長（行政職8級の者に限る。） (13) 土木事務所長（行政職9級の者を除く。） (14) 尼崎港管理事務所長 (15) 姫路港管理事務所長 (16) 東京事務所次長（総括次長に限る。） (17) 自治研修所次長 (18) 職員健康管理センターの所長、室長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。） (19) 広域防災センター長及び広域防災センターの次長 (20) 県立健康生活科学研究所のセンター長 (21) 保健所長 (22) こども家庭センター所長（行政職10級及び9級の者を除く。） (23) 女性家庭センター所長 (24) 県立明石学園長 (25) 県立総合衛生学院副学院長 (26) 食肉衛生検査センター所長 (27) 動物愛護センター所長 (28) 県立身体障害者更生相談所長 (29) 精神保健福祉センター所長及び次長 (30) 県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校長 (31) 県立但馬技術大学校の副大学校長及び部長 (32) 県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校長 (33) 県立神戸高等技術専門学院長 (34) 県立障害者高等技術専門学院長 (35) 兵庫障害者職業能力開発校長 (36) 旅券事務所長 (37) 県立農林水産技術総合センターの参事、農業大学校長及び技術センター所長 (38) 家畜保健衛生所長 (39) 森林大学校長 (40) 六甲治山事務所長 (41) 森林動物研究センター次長 (42) 県立淡路景観園芸学校副校長</p>	3種

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫県民総合相談センター次長 (2) 広域防災センターの消防学校長 (3) 消費生活センター長及び消費生活創造センター長 (4) 農業改良普及センター所長（行政職8級の者を除く。） (5) 健康福祉事務所の福祉室長 (6) 土地改良センター所長（行政職8級の者を除く。） (7) 土木事務所の室長 (8) 参事（県民局及び県民センターの参事（事務所の参事を除く。）を除く。） (9) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (10) 広域防災センターの部長 (11) 県立健康生活科学研究所の健康科学研究センターの副センター長及び危機管理部長並びに生活科学総合センターの副センター長及び部長 (12) 県立総合衛生学院事務部長 (13) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (14) 県立知的障害者更生相談所長 (15) 県立工業技術センター総務部長 (16) 県立ものづくり大学校企画部長 (17) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (18) 森林動物研究センターの部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部長 	<p>4種</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副所長 (2) 室長補佐及び所長補佐 (3) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。） (4) 広域防災センターの消防学校副校長 (5) 県立健康生活科学研究所健康科学研究センターの部長（危機管理部長を除く。） (6) 県立明石学園副園長 (7) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長 (8) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。） (9) 動物愛護センターの動物管理事務所長及び支所長 (10) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）、総務部次長及び工業技術支援センター所長 (11) 県立ものづくり大学校の企画部次長及び姫路職業能力開発校副校長 (12) 県立但馬技術大学校の部次長及び豊岡職業能力開発校副校長 (13) 県立神戸高等技術専門学院副院長 (14) 県立障害者高等技術専門学院副院長 (15) 兵庫障害者職業能力開発校副校長 (16) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、企画調整・経営支援部長、技術センターの部長、病虫害防除所長並びに但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長 (17) 森林大学校副校長 (18) 森林動物研究センター業務部副部長 (19) 県立淡路景観園芸学校総務部次長 	<p>5種</p>
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県立工業技術センターの室長及び部次長 (2) 県立農林水産技術総合センターの農業技術センター次長及び水産技術センター但馬水産技術センター研究主幹 	<p>6種</p>

	県立農林水産技術総合センター水産技術センターの新ひょうご船長及びたじま船長	7種
--	---------------------------------------	----

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「福祉監 医監」を削り、同款県民局・県民センターの項中「副局長」を「副局長 副センター長」に改め、同款自治研修所の項中「主幹」を「所長補佐」に改め、同款兵庫県立大学附属高等学校の項及び兵庫県立大学附属中学校の項を削り、同款家畜保健衛生所の項中「安全対策課長」を「衛生課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

県立森林大学校	校長 副校長 総務課長
---------	-------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3 月31日

兵庫県人事委員会

委員長 太 田 和 成

兵庫県人事委員会告示第5号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条の2関係）

行政職給料表級別職務区分表

職務の級 組織名	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	
知事の内部部局	職員	職員	主任職員	機関長 主査	班長 船長 主幹 生活創造 活動専門 員 生涯学習 専門員 軽油調査 専門員 統計専門 員 職員健康 管理専門 員 企画専門 員 計量専門 員 渉外専門 員 検査専門 員 換地専門 員 農地管理	班長 船長 主幹 生活創造 活動専門 員 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境	室長 企画官 副課長 班長 副隊長 主任生活 創造活動 専門員 主任生涯 学習専門 員 主任軽油 調査専門 員 主任統計 専門員 主任計量 専門員 主任渉外 専門員 主任換地 専門員 主任農地 管理専門 員 主任環境	課長 室長 参事 隊長 不正軽油 特別対策 官 個人住民 税特別対 策官 こども安 全官 食品安全 官 家畜安全 官 主任広報 専門員 職員健康 相談員 職員相談 員 主任技術 専門員	知事室長 局長 出納局長 工事検査 室長 計画監 参事 計画参事 住宅参事	会計管理 者 部長 政策創生 部長 福祉部長 環境部長 まちづく り部長 局長 参事 観光監	理事

					専門員 環境創造 型農業專 門員 森づくり 専門員 林業専門 技術員 水産業專 門技術員 技術専門 員 会計審査 ・指導專 門員 工事検査 専門員 青少年指 導専門員 児童指導 専門員 文化専門 員 専門技術 員 機関長	創造型農 業専門員 主任技術 専門員 主任工事 検査専門 員 主任青少 年指導專 門員 主任児童 指導専門 員 主任文化 専門員 主任専門 技術員 船長					
兵庫県民総合相談センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	次長		所長		
兵庫陶芸美術館	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副館長	館長		
県立男女共同参画センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長			
県民局又は県民センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	所長補佐	参事	副局長 副センター長 参事	局長 県民センター長 参事		
室	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 地域再生 専門官 青少年指 導官 生活科学 専門員 班長 課長補佐	室長補佐 主任青少 年指導官 主任生活 科学専門 員	室長 次長 参事	室長			
消費生活センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	室長補佐 主任生活 科学専門 員	消費生活 センター 長				
消費生活創造センター	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 生活科学 専門員 課長補佐	室長補佐 主任生活 科学専門 員	消費生活 創造セン ター長				
県税事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 室長 徴収専門 員 課税調査 専門員 軽油調査 専門員 課長補佐	副所長 所長補佐 主任徴収 専門員 主任課税 調査専門 員 主任軽油 調査専門 員	所長 参事	所長			
健康福祉事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐 主査	課長 室長	副所長 所長補佐	所長 参事				

					課長補佐 健康管理 専門員 栄養指導 専門員 地域保健 専門員 食品安全 専門官 監査指導 専門員	主任健康 管理専門 員 主任栄養 指導専門 員 主任地域 保健専門 員 主任食品 安全専門 官 主任監査 指導専門 員	福祉室長				
但馬長寿の郷	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	管理部長	但馬長寿の郷長			
農林（水産）振興事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 所長補佐 森林専門員 技術専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長			
農業改良普及センター	職員	職員	主任職員	普及主査	課長 課長補佐	所長 所長補佐	所長				
但馬水産事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 水産業専門技術員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長				
土地改良事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 土地改良施設専門員 土地改良管理専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長			
土地改良センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 農地整備専門員 技術専門員 土地改良施設専門員 土地改良管理専門員 課長補佐	所長 所長補佐	所長				
六甲治山事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長				
土木事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 技術専門員 課長補佐	所長 副所長 所長補佐	所長 室長 参事	所長			
尼崎港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 室長				
姫路港管理事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長				
東京事務所	職員	職員	主任	課長補佐	課長	副所長	次長	参事	所長		

			職員	主査	課長補佐	所長補佐				
自治研修所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		次長	所長	
職員健康管理センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐		所長		
職員会館	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	館長 副館長 職員福利センター 所長 課長補佐					
広域防災センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 防災教育専門員 消防教育専門員 課長補佐	消防学校 副校長 主幹 主任消防教育専門員 所長補佐	部長	消防学校 長 次長	センター 長	
県立健康生活科学研究所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	部長	副研究所 長		
健康科学研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	所長補佐	副センター 長 部長	センター 長		
生活科学総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 生活科学専門員 課長補佐	所長補佐 主任生活科学専門員	副センター 長 部長	センター 長		
保健所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 室長 課長補佐 健康管理専門員 栄養指導専門員 地域保健専門員 食品安全専門官	副所長 所長補佐 主任健康管理専門員 主任栄養指導専門員 主任地域保健専門員 主任食品安全専門官				
こども家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 児童福祉専門員 企画指導専門員 課長補佐	副所長 所長補佐	所長 参事	所長	所長 こども総括監	
女性家庭センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立明石学園	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	園長			
県立総合衛生学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	教務主任 課長補佐	部次長 所長補佐	部長	副学院長	学院長	
食肉衛生検査センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	食肉衛生検査所長 副所長 所長補佐	食肉衛生検査所長	所長		
動物愛護センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 動物管理事務所長 支所長 所長補佐	所長			

県立身体障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主任調整専門員 所長補佐	所長			
県立知的障害者更生相談所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長主任調整専門員 所長補佐	所長			
精神保健福祉センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長精神保健福祉専門員 課長補佐主幹	主任精神保健福祉専門員 所長補佐		次長		
県立工業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	部次長 所長補佐	部長	次長		
県立ものづくり大 学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長職業教育専門員 課長補佐	部次長 副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 姫路職業能力開発 校長		校長	
県立但馬技術大学 校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長職業教育専門員 課長補佐	副校長 部次長 主任職業教育専門員 所長補佐	部長 豊岡職業能力開発 校長	校長 副大学 校長		
県立神戸高等技術 専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
県立障害者高等技 術専門学院	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長職業教育専門員 課長補佐	副学院長 主任職業教育専門員 所長補佐	学院長			
兵庫障害者職業能 力開発校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長職業教育専門員 課長補佐	副校長 主任職業教育専門員 所長補佐	校長			
旅券事務所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長出張所長 課長補佐	副所長 所長補佐		所長		
県立農林水産技術 総合センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長専門技術員 農業教育専門員 課長補佐	局次長 副室長 主任専門技術員 所長補佐	局長 部長 室長	次長 参事	所長	
農業大 学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長農業教育専門員 課長補佐	副校長 主任農業教育専門員	校長			
農業技 術セン ター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
北部農 業技 術セ ンター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				
淡路農 業技 術セ ンター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長課長補佐	副所長 所長補佐				

畜産技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐				
森林林業技術センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	部次長 課長 林業専門技術員 課長補佐	副所長 部長 部次長 所長補佐				
水産技術センター	職員	職員	主任職員	機関長 通信長 課長補佐主査	船長 課長 漁業研修館長 水産業専門技術員 機関長 通信長 課長補佐	副所長 副場長 部長 内水面漁業センター所長 所長補佐 船長				
家畜保健衛生所	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立森林大学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 森林教育専門員	副校長 主任森林教育専門員		校長		
森林動物研究センター	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 課長補佐 森林動物専門員	副部長 所長補佐 主任森林動物専門員	次長 部長		所長	
県立淡路景観園芸学校	職員	職員	主任職員	課長補佐主査	課長 景観園芸専門員 課長補佐	次長 所長補佐 主任景観園芸専門員 景観園芸専門員	副校長 部長		校長	
議会事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹 政務調査員 記録専門員	副課長 班長	課長 室長 参事	次長	事務局長	
監査委員事務局	書記	書記	主任書記	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長	
選挙管理委員会	書記	書記	書記	書記		次長	書記長			
人事委員会事務局	事務職員	事務職員	主任事務職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長 参事		事務局長	
労働委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査	班長 主幹	副課長 班長	課長	次長	事務局長	
収用委員会事務局	職員	職員	主任職員	主査		班長	事務局長			
海区漁業調整委員会事務局	書記	書記	主任書記	主査		事務局長 班長	事務局長			
教育委員会事務局	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	主査	班長 主幹 管理主事 技術専門員	室長 副課長 班長 主任管理主事 主任技術専門員	課長 室長 参事	教育次長 参事		
教育委員会事務局 教育事務所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任事務職員 技術職員	課長補佐主査	課長 班長 管理主事	副所長 所長補佐 主任管理	所長 参事	所長		

					課長補佐	主事				
県立特別支援教育センター	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長補佐	副所長 所長補佐	所長			
県立南但馬自然学校	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副校長 所長補佐	副校長	校長		
県立但馬やまびこの郷	事務職員	事務職員	主任 事務職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副所長 所長補佐	副所長	所長		
県立教育研修所	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 班長 課長補佐	部長 所長補佐	部長 参事	所長		
県立美術館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	館長補佐	副館長 次長	館長 副館長	
県立図書館	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査 司書	課長 調査専門 員 司書 課長補佐	館長補佐 主任司書 主任調査 専門員	次長 館長補佐	次長	館長	
県立歴史博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立人と自然の博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 室長 課長補佐	館長補佐	次長 館長補佐	次長	館長	
県立コウノトリの郷公園	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	課長補佐 主査	課長 課長補佐	副園長 所長補佐	副園長	園長		
県立考古博物館	事務職員 技術職員 学芸員	事務職員 技術職員 学芸員	主任 事務職員 技術職員 学芸員	課長補佐 主査	課長 課長補佐 調査専門 員	館長補佐 主任調査 専門員	部長	副館長	館長	
県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校	事務職員 技術職員	事務職員 技術職員	主任 事務職員 技術職員	機関長 通信長 主査	事務長 船長 課長補佐 機関長 通信長	事務長 船長	事務長			
警察本部	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐 係長	次席 主幹 課長補佐 室長補佐 場長補佐 隊長補佐	課長 参事			
神戸市警察部	職員	職員	主任 職員		係長					
方面本部	職員	職員	主任 職員		係長					
警察署	職員	職員	主任 職員	主査	課長 係長	主幹				
警察学校	職員	職員	主任 職員	主査	校長補佐 係長	副校長 主幹 校長補佐	参事			

備考

- 1 会計管理者及び知事の内部部局の参事については、当分の間、特10級とすることができる。
- 2 兵庫陶芸美術館の副館長の職務については、当分の間、10級とすることができる。
- 3 観光監、兵庫県民総合相談センターの所長、広域防災センター長、県立明石学園の園長、県立神戸高等技術専門学院の学院長及び県立淡路景観園芸学校の副校長の職務については、当分の間、9級とすることができる。

- 4 広域防災センターの消防学校長、食肉衛生検査センターの所長、県立ものづくり大学の副校長及び旅券事務所の所長の職務については、当分の間、8級とすることができる。
- 5 知事の内部部局の主幹については、当分の間、7級とすることができる。
- 6 知事の内部部局に置かれる係長の職務については、6級とする。
- 7 知事の内部部局の項から議会事務局の項まで、人事委員会事務局の項、教育委員会事務局の項から県立歴史博物館の項まで及び警察本部の項から警察学校の項までに規定する各組織に置かれる付の職務並びに県立学校に置かれる学校付の職務については、6級、7級、8級、9級又は10級とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。